

令和5年度 内部監査報告書

令和6年3月25日
令和5年度 監査チーム

内部監査実施計画に基づき、令和5年度 内部監査を実施したので報告する。

被監査部門 : 経営トップ、安全統括管理者、営業所、運行管理課
監査範囲 : 安全管理業務
監査日時 : 令和6年2月16日(金)
監査チーム : 監査リーダー 丸山 ゆかり
 監査員 渡邊 享子
外部サポート : 東京海上ディーアール株式会社
 運輸・モビリティ本部 亀井 拓也

1. 監査の目的

以下の2点を確認することを内部監査の目的とした。

- ・安全管理規程への適合性
- ・運輸安全マネジメントに関する取組の有効性

2. 監査全般の所見

(1) 評価する取組等

- ①令和6年4月以降の法改正に伴い、点呼補助者の増員、点呼動画保存のための監視カメラの契約が既に行われているなど、計画的に対応が推進されている。
- ②令和6年4月以降における運転者の時間外労働の上限規制等を踏まえ、既にある社員紹介制度の他に正社員支度金30万円制度を導入するなどの従業員採用促進の取組が推進されている。
- ③繁忙期における労務時間過多の対策等のため、曜日や繁忙期における運賃の見直しを実施し、業務負荷の均一化を図っている。

(2) 特に改善すべき事項(適合性)

- ①安全管理規程第17条に定める「外部への情報の公表」について、毎年度公表できているが、前年度に引き続き、以下について見直しを実施することが望ましい。

- ・「安全対策のために講じる措置」については、実施した措置とこれから実施しようとしている措置が分かるように記載する。
- ・「内部監査結果と措置」について、現状は結果のみの記載であるため、報告書の最終ページ以降に別紙を追加するなどして、結果を踏まえた対応措置についても記載する。

また法改正により令和6年4月以降の報告に適用される以下の内容についても対応する。

- ・初任運転者への実技指導について、実施ルートや時期、車種区分、指導の具体内容、添乗者の指導歴等を掲載する。

②以下の記録等について、一部不備が見られた。

- ・事故報告書 鉛筆書き
- ・事故報告書 押印漏れ
- ・事故報告書 記入漏れ（事故処理終了日）
- ・乗務員台帳 運転免許証の有効期限記載が未更新 ⇒ 対応中（3/25 追記）
- ・乗務員台帳 兼務者の台帳作成不備
- ・苦情処理簿 押印漏れ

(3) 特に改善すべき事項（有効性）

①内部監査の結果を踏まえ、改善取組について、運輸安全マネジメント委員会等で議論し実行する。

②主任運転士制度について、任期制にするなど、実効性の高い仕組みとなるよう見直しを図る。

⇒ 1年間の任期制度（決定は投票形式）に変更して実施予定（3/25 追記）

③運行管理者のミーティング（定期、不定期問わず）等を実施することにより、輸送の安全に関する法令改正・ルール等を確認・共有する。また経営トップの考えや事故防止等の重要性も併せて共有する（全員の認識を合わせる）ことで、運行管理者一人ひとりに対する安全意識の向上を図り、関連業務の重要性について認識させる。

※監査結果の詳細については、別添の下記を参照。

- ・様式-5 内部監査チェックリスト（適合性確認）
- ・様式-6 内部監査チェックリスト（有効性確認）

3. 重点監査項目の所見

(1) 令和6年4月より施行される法令改正事項（時間外労働の上限規制、点呼の動画保存等）への対応について

①時間外労働の上限規制等における対応について、以下の取組を実施。

- ・ 曜日や繁忙期における運賃の見直しを実施し、業務負荷の均一化を図った。
- ・ 拘束時間上限を超える長時間の運行は、午前と午後に分ける等を検討中。

②点呼の動画保存等における対応について、以下の取組を実施。

- ・ 点呼の動画保存は監視カメラにて対応、3月設置予定（契約済み）。
- ・ 点呼記録簿はPDFスキャンして保存。（紙も1年間保存予定）
- ・ アルコールチェック画像撮影は導入済み。
- ・ 全車両デジタコ搭載済み。
- ・ 上記の法改正対応内容は、3月の運輸安全マネジメント委員会で周知して、主任運転士を通じて乗務員へ伝達予定。

(2) 乗務員の高齢化における対応について

①健康起因の事故防止のため、以下を会社負担で実施。

- ・ がんスクリーニング検査（希望者）
- ・ SASスクリーニング検査（全員）
- ・ 脳ドック（全員）
- ・ 健康診断で眼底眼圧（緑内障のスクリーニング検査）の検査をオプションとして追加（全員）

②運転士の採用促進のため正社員支度金（30万円）制度を導入。

4. 前回監査での指摘事項（青字）における改善事項

(1) 改善すべき事項（適合性）

①安全管理規程第17条に定める「外部への情報の公表」について、以下の通り、公表内容の見直しも必要と考えられる。

- ・ 「安全対策のために講じる措置」については、実施した措置とこれから実施しようとしている措置が分かるように記載する。
- ・ 「内部監査結果と措置」について、現状は結果のみであるため、報告書の最終ページ以降に別紙を追加するなどして、結果を踏まえた対応措置についても記載する。

⇒ 未対応であるため、上記「2-(2)-①」の内容を踏まえて要対応。

②以下の記録等について、一部不備が見られた。

- ・点呼記録簿 一部未記入（天候）
- ・事故報告書 鉛筆書き
- ・事故報告書 押印漏れ
- ・乗務員教育記録 欠席者の受講記録無し
- ・苦情記録簿 一部未記入（メール受付の場合）
- ・苦情記録簿 フォーマットの重複

⇒ 改善した内容もあるが、引き続き上記「2－（2）－②」の内容を踏まえて要対応。

（2）改善すべき事項（有効性）

①同一地点での事故が多い現状を踏まえ、以下について検討し、対策を図る。

- ・主に担当させている乗務員の選定は適切かどうか
- ・添乗指導員の選定は適切かどうか
- ・添乗指導時のチェック項目は適切かどうか（指導員の主観的な評価になっていないか）

⇒ 運転士不足もあり検討できなかったとのことであるため、引き続き対策が必要。
送迎等のルートが決まっている運行については、当該運行ルートにおける注意点等を明記した、運行ルートごとの具体的なチェックシートにすれば、指導員（チェック者）ごとのばらつきも低減できるのではないか。

②防災に関する基本方針や防災マニュアル等を作成し、内容を従業員に周知する。また災害対応訓練や緊急時連絡訓練を実施し、災害時の備えを図る。

⇒ 未対応のため引き続き対応を図る。全従業員に浸透させるべき災害発生時における「人命最優先の原則」を、何らかの社内文書に規定して周知する。

③安全重点施策に関連する安全取組計画（指導・教育、適性診断、健康診断等）を作成し、担当者を明確にする。

⇒ 未対応のため引き続き対応を図る。まずは実施事項、予定時期、責任者等を、箇条書き等で簡単に整理するところから初めてはどうか。

④収集したヒヤリハット情報を分類・整理し、傾向がみられる場合はその対策を運輸安全マネジメント委員会等で協議する。

⇒ 安全統括管理者がファイリングをして、運転士の休憩室で閲覧できるようになっている。

⑤内部監査結果を踏まえた改善取組について、運輸安全マネジメント委員会やマネジメントレビューで議論し、策定する。

⇒ 未対応であるため、上記「2-(3)-①」の内容を踏まえて要対応。

5. その他特記事項

・ 3月より点呼場に無事故継続日数の掲示板を設置。(3/25 追記)

⇒ 今後も継続するとともに、全社安全目標等と紐づけて取り組むことも望ましいと考
える。

以上

承認	確認	作成
令和6年3月29日	令和6年3月29日	令和6年3月29日
社長	安全統括管理者	監査チーム
		